

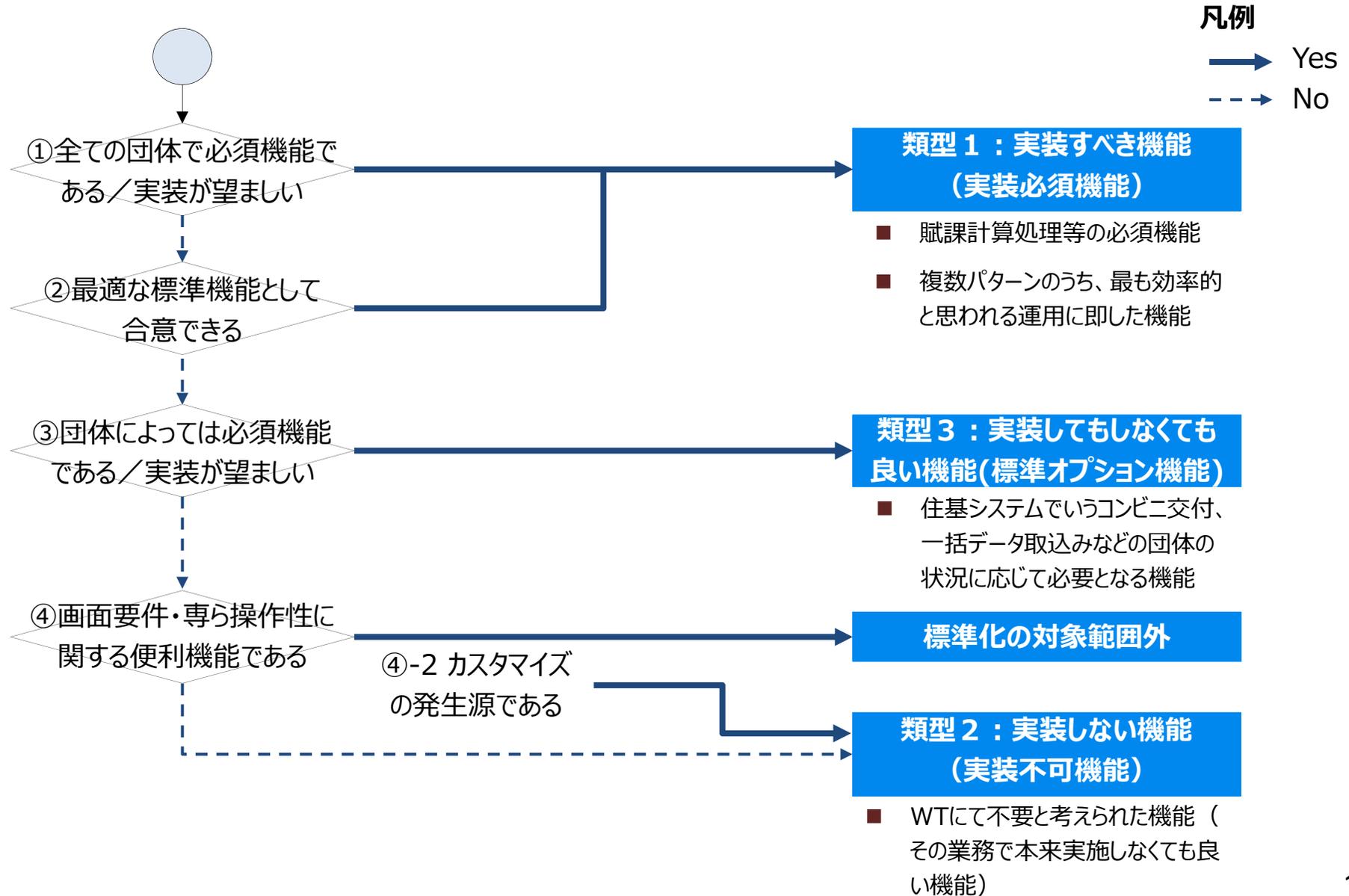
税務システム等標準化

軽自動車税WT 標準仕様書たたき台（機能）

方針案part1

令和2年8月6日
総務省自治税務局

OWTIにて、対比表を基に標準仕様案を検討するに当たっては、以下の流れを基本とする。



<p>①全ての団体で必須機能である／実装が望ましい</p>	<p>全ての団体で同様の機能を要望している／実装が望ましい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該機能がないとシステム化の意義が薄まる／全団体で効率化や市民サービス向上の効果が得られるため、WTにて全会一致で必須機能又は実装が望ましいと結論できる ・全ての製品に機能が実装されているため、全国の地方団体で要望されていると推察できる
<p>②最適な標準機能として合意できる</p>	<p>WTにて最適な機能が一意に決定できる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方団体の業務運用が複数パターンあることに起因して機能要求に差がでていますが、最も効率的な／本来あるべき運用をWTにて選定でき、それに沿った機能要求を定義できる ・法解釈の差異や自治範囲となる運用方式に起因して機能要求に差が出ているが、標準化の指針を総務省として提示できる（WTで結論が出せないものを想定） ・将来的な住民サービス等の在り方や電子地方団体の推進施策等を踏まえ、システム実装についての指針を出すべきと判断できる
<p>③団体によっては業務上の必要性が認められる／実装が望ましい</p>	<p>WTにて一部の団体における業務上の必要性が認められる／実装が望ましいと結論できる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての団体で必須ではないが、政策／条例／住民サービスの実施方式により、一部の団体においては必須となるのがWTにて認められる ・全ての団体で必須ではないが、地方団体の規模によっては対象のデータ数が数万件に達するなど、当該機能がないと業務が非効率的になることがWTにて認められる ・全ての団体で必須ではないが、地方団体の組織体制（機能を集約している、支所があるなど）／外部委託の有無によっては、当該機能がないと業務が非効率的になることがWTにて認められる
<p>④画面要件・専ら操作性に関する便利機能である</p>	<p>画面要件や、業務遂行に必須ではない専ら操作性に関する機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・画面表示・画面遷移や、ヘルプやガイドの具体的内容、リストを出力するか画面で確認するかなどのシステムの操作性に係る機能である ・ただし、上記に当てはまる場合でも、カスタマイズの発生源になっているなどの場合はこの限りではない（類型2：実装不可とする）

仕様書方針案の記載例

○ 構成員からの意見を踏まえた仕様書たたき台修正案(追加変更箇所は黄色罫線、削除の箇所は見え消し)

機能項番

1.1.1. ○○情報管理 (例)

修正案

事前照会前のたたき台

○○情報の管理ができること。

【管理対象項目】
▲▲番号 ※黒字：必須
~~名 ※赤字(太字)：不要・実装不可
◇◇年月日 ※青字(斜体)：オプション
XXXX区分 ※緑字(下線)：要検討



事前照会後のたたき台 (修正案)

○○情報の管理ができること。

【管理対象項目】
▲▲番号
▽▽認定番号
~~名
◇◇年月日
XXXX区分
特記事項

論点

- 確認事項
 - ・
- 他の機能要件で検討を要するもの
 - ・

- その他、検討が必要なもの
 - ・

1. 車両情報管理(当初・更正)

1.1. 車両情報管理

機能項番

1.1.1. 車台情報管理

修正案

事前照会前のたたき台

車台情報の管理（登録、修正、削除）ができること。

【管理対象項目】

軽自管理番号
登録年月日
車種
燃料の種類
メーカー
型式
型式番号
年式
車名
排気区分
排気量
原動機の型式
型式認定番号
形状
用途
車台番号
初度検査年月
車検年月日
所有形態区分
特記事項

事前照会後のたたき台（修正案）

車台情報の管理（登録、修正、削除）ができること。

【管理対象項目】

軽自管理番号（課税事務のためのユニークな管理番号）
登録年月日（取得日）
車種
燃料の種類
メーカー
型式
型式番号
年式
車名
排気区分
排気量
原動機の型式
フルアシスト自転車該当区分
型式認定番号
形状
用途
車台番号
初度検査年月
車検年月日
所有形態区分
特記事項

※ 構成員からご意見のあった項目については、

- ・標識番号(1.1.3.)
 - ・車両の定置場(1.1.8)
 - ・軽課区分(1.1.13)
 - ・標識番号、車台番号の突合チェック(1.2.17)
 - ・入力漏れのチェック(1.2.19)
- で定義済みとの認識

論点

■確認事項

- ・ リース区分は、所有形態区分で識別することでよいか
- ・ 電気自動車は「燃料の種類」で識別することでよいか
- ・ 非課税商品車は「課税区分」で識別することでよいか
- ・ 試乗車区分は、要求団体は少なく、専用区分が必要か

■他の機能要件で検討を要するもの

- ・ 軽課の対象年度については、区分:1.1.13.で検討
- ・ 使用の本拠区は1.1.8.で検討

■その他、検討が必要なもの

- ・ 車両情報のデータ管理年限について
- ・ 車台番号の桁数(中間標準レイアウトでは15桁)

1.1. 車両情報管理

機能項番

1.1.1. 車台情報管理

追加候補

No.	追加する機能案	記載市	想定追加箇所
1	車種と形状の整合性チェックができること。	K市	1.2.17. 機能群
2	登録年月日及び初度検査年月をもとに、対象車両の軽課区分または重課区分との整合性チェックができること。	D市	1.2.17. 機能群
3	燃料の種類をもとに排気区分を判定できること。	D市	1.2.17. 機能群
4	【要件を要確認】 登録に際して、TAから始まる車体番号の車両に対して、ミニカー登録の可能性を示唆するエラーメッセージを出すなどのチェックはしている。	K市	1.2.17. 機能群

論点

■確認事項

- No. 1～No. 3については、必須機能として想定追加箇所に定義を行う方針で良いか
- No. 4について、車台番号と車種の整合性チェックを意図した機能で良いか

1.2.20. 登録時エラーチェックで再掲

1.1. 車両情報管理

機能項番

1.1.2. 車台情報管理

修正案

事前照会前のたたき台

盗難車区分についても管理（登録、修正、削除）できること。

事前照会後のたたき台（修正案）

~~盗難車区分についても管理（登録、修正、削除）できること。~~

論点

■確認事項

- 当該機能要件を削除し、1.1.14.の廃車事由または3.1.1.の課税保留の申請事由に「事由:盗難」として登録を行うこととしてはどうか

■他の機能要件で検討を要するもの

- 該当なし

■その他、検討が必要なもの

- 該当なし

1.1. 車両情報管理

機能項番

1.1.3. 標識情報管理

修正案

事前照会前のたたき台

標識情報の管理（登録、修正、削除）ができること。

【管理対象項目】

車両番号（標識番号）
発行日
回収区分
弁償金

事前照会後のたたき台（修正案）

標識情報の管理（登録、修正、削除）ができること。

【管理対象項目】

車両番号（標識番号）
交付年月日
回収区分
弁償金

論点

■確認事項

- ・ 該当なし

■他の機能要件で検討を要するもの

- ・ 登録事由は1.4.1.での保持を想定
- ・ 廃車事由は1.1.14.での保持を想定

■その他、検討が必要なもの

- ・ 同一所有者、同一車両で、標識のみ変更された場合の、新旧履歴が必要か
- ・ 標識情報を車台情報と別ファイルで管理し、車台情報と紐づけて管理するような仕様と読めるが、そのあたりを明確にしたほうがよい

1.1. 車両情報管理

機能項番

1.1.4. 標識情報管理

修正案

事前照会前のたたき台

試乗標識及び仮ナンバーを管理（登録、修正、削除）
できること。

【管理対象項目】

申請情報

発行日

貸与期間

回収状況

事前照会後のたたき台（修正案）

~~試乗標識及び仮ナンバーを管理（登録、修正、削除）
できること。~~

~~【管理対象項目】~~

~~申請情報~~

~~発行日~~

~~貸与期間~~

~~回収状況~~

論点

■確認事項

- 試乗標識及び仮ナンバーの管理は課税客体ではないため、標準仕様書の対象外の整理でよいか

■他の機能要件で検討を要するもの

- 該当なし

■その他、検討が必要なもの

- 該当なし

1.1. 車両情報管理

機能項番

1.1.5. 標識情報管理

修正案

事前照会前のたたき台

各種標識の交付状況及び回収状況について、任意の情報を抽出し、一覧作成ができること。

事前照会後のたたき台（修正案）

各種標識の交付状況及び回収状況について、任意の情報を抽出し、一覧作成ができること。

※ 構成員からご意見のあった項目については、
・市外ナンバーの廃車受付(4.2.5.)
で定義済みとの認識

論点

■確認事項

- ・ 必須機能として定義を行う方針でよいか

■他の機能要件で検討を要するもの

- ・ 該当なし

■その他、検討が必要なもの

- ・ 該当なし

1.1. 車両情報管理

機能項番

1.1.6. 名義人情報管理

修正案

事前照会前のたたき台

各種名義人（所有者、使用者、所有権留保の売主）情報の管理（登録、修正、削除）ができること。

【管理対象】

個人番号（マイナンバー）

法人番号

氏名（カナ・漢字）

住所（郵便番号・方書含む）

生年月日

連絡先情報

住基喪失情報（喪失日・喪失事由）

特記事項

※個人番号（マイナンバー）については、業務システムで管理するほか団体内統合宛名等のサブシステムから都度連携する仕様も可とする。



事前照会後のたたき台（修正案）

各種名義人（所有者、使用者、所有権留保の売主、**共有者**）情報の管理（登録、修正、削除）ができること。

【管理対象】

個人番号（マイナンバー）

法人番号

氏名（カナ・漢字）

住所（郵便番号・方書含む）

生年月日

連絡先情報

~~住基喪失情報（喪失日・喪失事由）~~

特記事項

※個人番号（マイナンバー）については、業務システムで管理するほか団体内統合宛名等のサブシステムから都度連携する仕様も可とする。

論点

■確認事項

- ・ 納税義務者以外の名義人のマイナンバーの活用（他自治体の障がい、生活保護情報の照会）は、今後の要検討事項として整理するが、機能としては必須とする方針でよいか
- ・ 課税事務上、共有名義人の管理は必要か

■他の機能要件で検討を要するもの

- ・ 転出者・死亡者の抽出機能は4.2.7.で検討
- ・ 住基喪失情報は1.1.7.で検討（納税義務者のみ必要と考えられる）

■その他、検討が必要なもの

- ・ マイナンバーの表示に関する制御の方法は、他税目と足並みをそろえるため、共通要件での整理とする

1.1. 車両情報管理

機能項番

1.1.7. 納税義務者情報管理

修正案

事前照会前のたたき台

納税義務者情報の管理（登録、修正、削除）ができること。

【管理対象】

納税義務者番号

個人番号（マイナンバー）

法人番号

氏名（カナ・漢字）

住所（郵便番号・方書含む）

生年月日

連絡先情報

特記事項

※個人番号（マイナンバー）については、業務システムで管理するほか団体内統合宛名等のサブシステムから都度連携する仕様も可とする。



事前照会後のたたき台（修正案）

納税義務者情報の管理（登録、修正、削除）ができること。

【管理対象】

納税義務者番号

個人番号（マイナンバー）

法人番号

世帯番号

氏名（カナ・漢字）

住所（郵便番号・方書含む）

生年月日

連絡先情報

住基喪失情報（喪失日・喪失事由）

特記事項

※個人番号（マイナンバー）については、業務システムで管理するほか団体内統合宛名等のサブシステムから都度連携する仕様も可とする。

論点

■確認事項

- マイナンバーは転居先不明時などに有効な追跡手段であるため必須機能として定義する方針でよいか
- 世帯番号については、オプションとする整理でよいか
- 口座情報を軽自動車税業務独自で管理する必要があるか（収納または宛名を照会できれば良いと想定）

■他の機能要件で検討を要するもの

- 該当なし

■その他、検討が必要なもの

- マイナンバーの表示に関する制御の方法は、他税目と足並みをそろえるため、共通要件での整理とする

1.1. 車両情報管理

機能項番

1.1.8. 定置場情報管理

修正案

事前照会前のたたき台

定置場について、納税義務者または各種名義人の住所を設定できること。

また、直接入力により登録もできること。

事前照会後のたたき台（修正案）

定置場 **または使用の本拠区**について、納税義務者又は各種名義人の住所を設定できること。

また、直接入力により登録もできること。

論点

■確認事項

- 使用の本拠区は利用自治体が限定されるためオプションとする整理で良いか

■他の機能要件で検討を要するもの

- 該当なし

■その他、検討が必要なもの

- 該当なし

1.1. 車両情報管理

機能項番

1.1.9. 課税区分管理

修正案

事前照会前のたたき台

課税区分の管理（登録、修正、解除）ができ、課税計算、調定処理等に反映できること。

【課税区分】

通常課税

随時課税

課税保留

課税取消

非課税

官公署課税

課税免除

不均一課税

減免



事前照会後のたたき台（修正案）

課税区分の管理（登録、修正、解除）ができ、課税計算、調定処理等に反映できること。

【課税区分】

通常当初課税

随時課税

課税保留

課税取消

非課税

官公署課税

課税免除

不均一課税

減免

論点

■確認事項

- 官公署課税は統計資料作成の際の区別を目的とし、課税区分としての管理は必須ではないためオプションの整理で良いか
- 遡り登録（廃車復活）等で発生した課税については、通常の当初課税と分けて、随時課税として管理を行う方針で良いか

■他の機能要件で検討を要するもの

- 官公署課税の抽出については、7.2. 統計の機能項目で検討

■その他、検討が必要なもの

- 該当なし